函館市監査公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定に基づき、教育委員会事務局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年11月13日

函館市監查委員 渡 辺 宏 身 函館市監查委員 植 松 直 函館市監查委員 福 島 恭 二 函館市監查委員 佐 古 一 夫

平成24年度 定期監査結果報告書(教育委員会事務局)

- 監査の対象部局 教育委員会事務局
- 2 監査の対象

財務監査

平成24年4月1日から平成24年7月31日までに執行された収入事務,支出事務,契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間 平成24年9月3日から平成24年11月6日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果 本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、 支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、概ね適 正に執行されていたが、教育施設実地監査において改善等の措置 を要する点が見受けられた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原 簿等の関係書類をもとに検査した結果、概ね適正に執行されてい たが、教育施設実地監査において改善等の措置を要する点が見受 けられた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令

簿等の関係書類をもとに検査した結果, 適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、中央図書館管理運営経費を対象とし、支 出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺 書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 契約事務について

契約事務においては、学校給食調理業務委託契約を対象とし、 契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為 伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。 なお、植松直監査委員ならびに佐古一夫監査委員は、地方自治 法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため、 本件監査に関与していない。

(3) 教育施設実地監査

ア 予算の執行について

予算の執行においては、配当予算の執行状況を支出負担行為伺 書等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり、改善等の措 置を要する点が見受けられた。

(ア) 物品調達事務の執行について

小学校および中学校において、物品の調達に関し、見積調書 および見積書の内容に誤記載などが散見されたほか、実地監査 対象校の一部において備品の納入検査が行われていないものが 見受けられた。

(イ) 旅費の執行(支出) について

博物館において、旅費の執行に関し、伝票の決裁前に旅行代理店に支払いを済ませるという地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)に規定のない立替払いを行った不適切な支出が見受けられた。

以上のことから、物品の調達事務については、学校事務職員を対象とした事務研修会において、指導の徹底を図るとともに、旅

費の執行については、地方自治法および会計規則(昭和39年4月1日規則第9号)等関係法令に則って適切な事務の執行を徹底されたい。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原 簿等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり、改善等の措 置を要する点が見受けられた。

(ア) 収入金の払い込みについて

市立函館高等学校において、収入金の払い込みに関し、当日 収納した現金を翌日の正午までに指定金融機関等へ払い込むべ きところ、数日後に払い込んでいた。

(イ) 歳入報告等の事務処理について

博物館において、歳入報告等に関し、現金出納員等が出張等で不在となっているにもかかわらず、報告書等に押印している ものが見受けられた。

以上のことから、収入金の払い込みおよび歳入報告等の事務処理については、会計規則(昭和39年4月1日規則第9号)等関係法令に則って適切な事務の執行を徹底されたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令 簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。